

# 購買ガイドライン（お取引先向け）

## 目次

I. はじめに

II. 購買に関する考え方

III. HSSE 活動基本方針

IV. 当社の取り扱う製品に対する安全性の確保について

V. 化学物質に関する要求事項（取引先への要求事項）

VI. グリーン購入に対する要請事項（取引先への要請事項）

別紙 「管理対象化学物質」

別表 「評価項目」

別添 「経営理念」

「行動原則」

## I. はじめに

昭和シェル石油は、1世紀以上にわたり石油製品を中心とするエネルギー供給を通じ、日本経済の発展に貢献してまいりました。また、シェルグループの一員として、いち早く環境問題や企業と社会の持続可能な発展に取り組んでおります。

全ての企業活動において、最優先されるものは“安全操業”と“法令遵守”であり、今後当社グループが持続的発展を達成していく上で必要不可欠な条件であると位置付けております。

当社グループが優れた企業市民としてあり続けるために、厳格な倫理規定の遵守と安全操業に関する基準のたゆまざる向上を目指しております。当社が設定しております「安全、健康および環境保全に関する方針」の推進においては、従来の健康（Health）安全（Safety）環境保全（Environment）の三項目に危機管理（Security）の視点も加えその頭文字をとって名づけた「HSSE マネジメントシステム（HSSE-MS）」を構築・運用することにより、HSSE活動を推進しております。

## II. 購買に関する考え方

当社グループでは、購買活動を行うに当たり、公正な競争を念頭に置き、公平且つ透明な手続きに基づき、経済合理性はもとより、法令・企業倫理の遵守、資源保護、環境保全や資源管理といった社会・環境面に配慮していきます。

そのために、われわれだけでなく、お取引先にも当社グループの「行動原則」へのご理解を頂き、相互の信頼関係に基づき、協力して取り組んでいくことが大切であると捉えており、下記の基本方針に則り、購買活動を進めていきます。

### ○機会の均等

国内外のお取引先に広く門戸を開放し取引機会の均等を図り、自由な競争を尊重します。

### ○公正な取引

お取引先の選定・評価にあたっては、経済合理性を重視しつつ、品質、技術開発力、納期、信頼性、安全性、アフターケアだけでなく、環境保全を初めとする社会的責任への取り組みも加味した総合的見地から判断します。

### ○透明性の確保

購買基本方針、購買情報・計画、購買手続きを明示するとともに、希望に応じ採用・不採用理由を開示します。

### ○購買倫理

当社グループは「行動原則」に基づき一切の事業活動を行います。これはお取引先との関係においても期待されます。すなわち、賄賂の提供・支払い・要請・受領はいかなる形であれ許されません。また、個人的経済活動と会社の事業活動における行動との間に生ずる利害の衝突を避けなければなりません。従いまして、お取引先にも「行動原則」へのご理解とご協力をお願いしていきます。

### ○HSSE（安全、健康、危機管理および環境保全）と社会的責任

持続可能な発展を目指して、購買取引にあたっては、安全、健康、危機管理および環境保全への配慮を重視します。同様にこれらを初めとする社会的責任への配慮について、お取引先にもご理解とご協力をお願いしていきます。

### III. HSSE 活動基本方針

当社の「経営理念」には、「われわれは、常に顧客志向の精神をもって、創意工夫、技術革新に努め、環境保全、エネルギーの安定供給と安全操業をはじめとする社会的責務を遂行しつつ会社の発展を図る。」と定めております。

また、「経営理念」に基づき定められた「行動原則」の中には、「顧客に対する責任」、「社会に対する責任」および「健康・安全・危機管理・環境」について、以下を定めるとともに、グループ諸会社に対しても当社と同様に、「行動原則」を採択し、遵守することを求めています。

#### 顧客に対する責任

技術・環境・事業に関する専門知識に基づき、価格・品質・安全性・環境の全ての面で価値ある商品とサービスを開発し提供することにより、顧客を獲得し維持する。

#### 社会に対する責任

社会の責任ある一員として事業を行い、法律を遵守するとともに、基本的人権を尊重する。また持続可能な発展を目指して、健康、安全、危機管理および環境に対し充分配慮する。

#### 健康・安全・危機管理・環境

当社は、持続可能な発展を目指して、健康、安全、危機管理および環境の分野において継続的かつ系統的な取組みを行う。

この目的のために、当社は健康、安全、危機管理および環境に関する活動を重要な事業活動と同等に位置づけ、改善目標を立て、成果を測定、評価し、結果を報告する。

昭和シェル石油は、H（健康）、S（安全）、S（危機管理）、E（環境保全）に関し、次の基本方針を定めております。

#### 健康、安全、危機管理及び環境保全に関する基本方針

会社は、経営理念、行動原則に則り、事業活動を遂行するに当たり安全を確保し、健康を守り、あらゆる企業活動に関する不測の事態を回避し、かつ環境を保全することが、会社が果たすべき社会的責務であるという認識のもとに、健康、安全、危機管理及び環境保全（以下、「HSSE」という。）に関する基本方針をつぎのとおり定める。

1. 会社は、HSSEについて、関係法規を遵守することはもとより、HSSE マネジメントシステムを運用することで、継続的な改善に努める。
2. 会社は、HSSEについて以下の項目を実施する。
  - (1) 自らの操業において、省資源・省エネルギー対策を一層推進するとともに、汚染物質の排出防止等、環境への負荷の低減に努める。
  - (2) 製品の開発から廃棄に至るまでの全段階において、HSSEを考慮し、顧客に、適切な取扱・使用方法等の情報を提供する。
  - (3) 新規事業の導入、大規模設備の設置、新製品の開発等に当たり、HSSEに関する事前評価を実施し、また、状況の変化に応じてそれらを適宜評価する。
  - (4) 万一の事故に備えて緊急時対策を定め、関係機関と協力のうえ、被害を最小限に抑えるために必要な措置を講ずる。

- (5) 社員に対し、**HSSE**に関する啓発、教育・訓練を行い、社員の意識の高揚と自発的参加・協力を要請する。また、協力会社、特約店など関連事業者の協力を求め、必要に応じ勧告または指導を行う。
  - (6) **HSSE**の分野における調査研究を推進し先導的役割を果たすべく努めるとともに、自社およびグループ諸会社による研究成果の活用を促進する。
  - (7) 操業における労働災害の防止に努める。
  - (8) **HSSE**に関する見解を広く表明するとともに、改善のための目標を設定し、その実績を報告し、社会一般の理解と支持を求める。
- 3. 会社は、**HSSE**に関する法令、自主基準の遵守ならびに諸施策の実施状況を定期的に監査する。
  - 4. 会社は**HSSE**に関するパフォーマンスの結果を評価し、必要に応じ活動計画の見直しを行う。

#### IV. 当社の取り扱う製品に対する安全性の確保について

当社では、当社の取り扱う製品が、その取扱い・使用時および使用後において、使用者の人体・財産および環境に対して悪影響を及ぼすことのないよう、その開発から廃棄に至るまでの製品に関する総合的な安全性を確保することを目的として、以下を規定しております。

1. 当社の取り扱う商品に関して、商品の特性に鑑み使用者の人体・財産に対する安全性を備え、環境に対して悪影響を及ぼさないことを判定できる適切な基準（項目、数値等）を予め定めること。
2. 当社が購入する仕入商品および取扱商品の原材料について、それぞれの購入先から製品安全データシート、必要な場合はMSDS（英文）およびその他の関連資料を入手し、使用者の人体・財産に対する安全性および環境に対する影響度ならびに関係する規則・法律等について予め調査・評価すること。
3. 当社の取り扱う商品については、次の項目について予め調査・評価し、また随時最新の情報を調査・評価すること。
  - ・使用者の人体・財産に対する安全性
  - ・取扱い商品の使用される形態
  - ・環境に対する影響度
  - ・関係する規則・法律（国内、主要取引国および国際条約等）
  - ・特許等既存の工業所有権侵害の可能性
  - ・警告表示として必要とされる事項
  - ・類似商品を含めた事故等の情報
  - ・その他必要事項（誤用対策等）

前記により当社の取り扱う商品の、環境関連化学物質への対応については、以下の通りであります。

1. 当社が環境関連化学物質として管理する「管理対象化学物質」（後記 V. 「化学物質に関する要求事項」参照）における禁止化学物質を、製油所および工場において、製造または、意図的に使用することはありません。  
また、お取引先には、「化学物質に関する要求事項」への協力をお願いしております。
2. すべての製品に対して、お客様からの問い合わせがある場合は、必要に応じ、製品および基材について管理対象化学物質等の含有について調査いたします。

当社が環境関連化学物質として管理する「管理対象化学物質」は、次の国内の法律および国際条約等に基づき選定しております。

別紙「管理対象化学物質」参照

## V. 化学物質に関する要求事項（お取引先への要求事項）

当社の取り扱う製品に含まれる化学物質の管理を正確かつ効率的におこなうため、当社が資材、工事、サービスを購入するにあたって、お取引先へ求める事項を以下のとおり規定し管理します。

### （管理対象化学物質）

当社の行う購入および調達においては、管理の対象となる化学物質の指定および分類は別紙「管理対象化学物質」に定めるとおりとし、その取扱についてはそれぞれ以下各号に定めるとおりとします。

#### 1. 禁止化学物質

生産・保有・購入・使用・販売等を禁止する。

#### 2. 厳重管理化学物質

できる限り生産・保有・購入・使用・販売等を行わないものとする。但し、他に代替が無く、顧客/需要家はその物質が及ぼす影響を充分理解した上で指定する場合についてはこの限りではない。生産・保有・購入・使用・販売等の数量、その他必要な事項を記録し、法令の定めるところに従い、関係省庁に報告するものとする。

#### 3. 管理化学物質

生産・保有・購入・使用・販売等の数量、その他必要な事項を記録し、法令の定めるところに従い、関係省庁に報告するものとする。

#### 4. 新規化学物質

化審法の定めるところに従い新規化学物質の登録を行った後に生産・保有・購入・使用・販売等を行うものとする。少量新規化学物質の場合には、生産・保有・購入・使用・販売等の数量、その他必要な事項を記録し、法令の定めるところに従い、関係省庁に報告するものとする。

#### 5. 化審法登録化学物質

本規程においては、生産・保有・購入・使用・販売等について制限しないものとする。

### （資材における化学物質の確認）

- ① 添加剤・薬品等の資材の場合は、購入する資材に含まれる化学物質についての情報の開示をお取引先に求めております。資材のMSDS（製品安全データシート）は、含まれる化学物質の「官報公示整理番号」を記載したものを提出いただきます。
- ② 添加剤・薬品等の資材においてお取引先が開示する化学物質に関する情報が十分でない場合は、調達資材に禁止化学物質が含まれていない事を確認するため、お取引先より禁止化学物質不使用の証書を提出いただきます。

## VI. グリーン購入に対する要請事項（お取引先への要請事項）

当社では、当社の取り扱う製品、容器及び包装材が、人体・財産および環境に対して悪影響を及ぼすことのないよう、その開発から廃棄に至るまでの総合的な安全性の確保を推進しております。その取り組みの一環として、当社は、グリーン購入ガイドラインを策定し、お取引先にご協力をお願いしております。

### グリーン購入ガイドライン

#### （目的）

当社は、「環境基本法」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」等の国内の法律、条例、および国際条約等に基づき、グリーン購入を推進するための評価基準を定めています。このガイドラインは、当社が資材、工事、サービス等を購入する際に、この評価基準に基づき、環境への負荷を低減させていくことを目的として作られました。

#### （環境への負荷の定義）

環境への負荷とは、人の活動により人体・財産および環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

#### （適用範囲）

- ①本ガイドラインは、原則として、当社のプロキュアメントチームに係わる資材、工事、サービス等の購入および調達業務について適用します。ただし、その他の当社が購入する全ての資材、工事、サービス等の購入および調達業務を実施する際にも、原則として本ガイドラインの精神に基づいて実施するものとします。
- ②地球環境の保全のため、当社のグループ諸会社に対しても本ガイドラインの採用を要請するとともに、当社の協力会社、特約店、お取引先等の関連事業者に対しても可能な限り協力を求めています。

#### （グリーン購入の評価基準）

当社におけるグリーン購入の評価基準は、次の3つの基準によるものとします。

評価基準	購入対象
取引先の評価基準	全ての資材・サービス・工事
資材、一部サービスの評価基準	資材およびサービス（資材を用いて提供される場合等）
工事、サービス実施時の評価基準	工事およびサービス

#### （お取引先の評価基準）

お取引先の選択に当たっては、品質、価格、納期等、経済合理性に基づく評価基準に基づいて実施すると同時に次の各項のような環境保全活動に意欲的な取り組みを行っているお取引先を選択するよう努めます。

1. ISO 14001の認証を取得しているお取引先（事業所単位で認証を取得しているものを含む。以下同義。）なお、「EMAS（EU理事会規則：環境監査・監査スキーム）」や「KES（京都・環境マネジメントシステム・スタンダー

ド)」等の第三者認証を受けている場合は、ISO 14001の認証取得に準じた取扱いとします。

2. 別表に定める評価項目に基づいて評価した結果が前号のお取引先と遜色ないと認められるお取引先
3. 前号の評価において、お取引先が第三者から原材料、部品、製品、サービス等の提供を受けている場合には、その第三者も前号の評価の対象とします。但し、前号のお取引先がグリーン購入に関して当社と同等以上の基準を有する場合は、その限りではありません。

(資材、一部サービスの購買毎の評価基準)

資材、サービス（資材を用いて提供される場合等）の評価に当っては、必要な品質、機能、経済合理性に加え、以下のような環境負荷低減に関する諸項目を満たしているものを選択するよう努めます。

1. 再生資源・再生部品の使用や小型化・減量化されていること。
2. 製造段階、使用段階で省資源化や省エネルギー化が図られていること。
3. 使用にあたり、騒音、振動、悪臭等の発生が少ないこと。
4. 廃棄にあたり、化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の発生等の環境負荷が低いこと。
5. リサイクル設計がなされていること。
6. 梱包材についても、上記内容と同様、省資源、リサイクル、減量および化学物質の含有量削減等がなされていること。
7. 前各号の資材を用いて提供される等、環境への負荷の低減に資する役務であること。

(工事、サービス実施時の購買毎の評価基準)

工事、サービスを実施するに当っては、必要な品質、機能、経済合理性に加え、以下のような環境負荷低減に関する諸項目を満たしているものを選択するよう努めます。

1. 大気、水質保全  
二酸化炭素、窒素酸化物等の大気汚染物質の排出量削減に努めること。また、水質を悪化させる恐れがある場合は、防止処置を講じること。
2. 騒音、振動の抑制  
騒音、振動の発生抑制に努めること。
3. 省エネルギー、省資源  
投入するエネルギーや資源が少ないこと。
4. 廃棄物の処理  
工事で発生する廃棄物は、再利用可能なものと不可能なものに分別し、再利用の促進と廃棄量の削減に努めること。また、廃棄する場合は、廃棄物関連法令に則り、適切な処置を行うこと。

(グリーン購入の運用)

当社と取引を行おうとするお取引先は、当社のグリーン購入の方針にどの程度合致しているかについて自己評価を行い、その結果を当社に提出したうえで当社購入担当部門による評価を申請するものとします。

- ② 前項の申請がなされた場合は、特段の理由がない限り、当社は上記「グリーン購入の評価基準」に基づく評価を行うものとします。
- ③ 前項の場合の他、当社が必要と認める場合、またはお取引先から評価見直しの申請があり、これを当社が適切と認めた場合は、当社は上記「グリーン購入の評価基準」に基づく評価または再評価を行います。
- ④ 前2項の評価の結果は、評価対象となったお取引先の求めに応じ、これをそのお取引先に開示します。但し、合理的な理由で、評価の結果を開示することが適切でないと当社が判断する場合はその限りではありません。

別表

評価項目

評価項目	具体的な基準項目
経営の理念/方針	公表された企業理念に関する社会的な誓約がある その誓約の中で環境問題に対する取り組みへの言及がある その誓約の中で法令の遵守が謳われている
環境問題への取組	環境問題への取組のための方針が明文化されている 独自開発等の環境マネジメントシステムを導入している グリーン購入の基準が設定されている 化学物質は法令等に準拠して管理されている 廃棄物は法令等に準拠して管理されている
情報の開示	環境問題への取組を環境報告書等で情報開示している、または 少なくとも環境への配慮を説明する資料が提示できる
製品への環境配慮	環境アセスメント等による製品への環境配慮が実施されている リサイクル等資源循環型の製品開発を実行している

なお、購入先から環境問題への対応として具体的な取組の提示がある場合は、それぞれ個々に評価項目として判断します。